

城陽市「山砂利採取税」の新設

平成23年2月8日に城陽市から協議のあった法定外目的税の新設について、本日付けて同意することとしましたのでお知らせいたします。

1. 山砂利採取税の新設の理由

城陽市においては、山砂利採取に起因する河川への土砂の流出、交通事情の悪化等に対応する諸施策を講ずるため、昭和43年に法定外普通税として「山砂利採取税」を創設し、河川や交通安全施設等の整備を行ってきたところである。

今回、平成23年5月31日をもって課税期間が満了することに伴い、従来「法定外普通税」として施行されてきた本税について、これまでの税収の使途が河川や道路の整備事業に限定されていたこと、納税義務者から目的税化の要望があったことなどを踏まえ、新たに「法定外目的税」として新設するものである。

2. 山砂利採取税の概要

課税団体	京都府城陽市
税目名	山砂利採取税（法定外目的税）
課税客体	山砂利の採取の事業
税収の使途	山砂利採取に起因する環境整備に要する経費
課税標準	山砂利の採取量
納税義務者	山砂利採取業者
税率	40円／m ³
徴収方法	申告納付
収入見込額	（初年度）17,234千円 （平年度）15,980千円
非課税事項	なし
徴税費用見込額	（年間）1,062千円
課税を行う期間	平成23年6月1日～平成28年5月31日まで

担当：自治税務局企画課
黒川（23514） 対馬（23516）
直通03-5253-5658 FAX03-5253-5659